

活動報告書添付書類一覧

報告書に添付する書類を確認する際に利用してください。なお、この書類は提出の必要がありません。

確認欄	基準 No.	認定基準 (活動報告書は、報告前年度における認定基準の内容です。)	添付書類について	添付の有無
	1	設置者及び保育等の代表者（施設長）が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。	各園の重要事項説明書等（責任者や役員等が明記されているもの）	直近の報告内容から変更がなければ提出不要 ※認可園は添付書類不要
	2	園の設立の日及び保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、1日4時間以上開所し、週の合計が20時間以上であり、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。		添付書類は不要
	3	適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。		
	4	申請日の属する年度の前年度及び前々年度において、各月の利用する子どもの延人数の総数を平日の日数で除した人数が4人以上であり、かつ、年間の子どもの平均利用人数が6人以上であること。ただし、認可園はこの限りではない。 ※在籍している子どものうち、傷病及び忌引きで欠席している子どもは利用人数に含めるものとする。		
	5	屋外等での子どもの体験活動が、毎月計画的に実施されていること。	以下の書類を添付 (1) 年間の全体保育計画等1枚 (2) 月の保育計画(月案)等4か月分 ※認定の翌年のみ2か月分 (3) 自然等の体験活動が分かる資料 (No.14と関連) ※詳しい記載内容と提出方法が、シートの末の欄外に「書類作成上の留意点」があるので、確認の上、提出してください。	
	6	屋外での子どもの自然体験活動に使用できる場所が園庭以外にあること。かつ、優先的に使用できるよう配慮されていること。	大まかな地図（住宅地図のコピー、手書きを問いません）と現地の写真各1枚	直近の報告内容から変更がなければ提出不要
	7	信州型自然保育（特化型）にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での自然体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計15時間以上行われていること。		
		信州型自然保育（普及型）にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での自然体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計5時間以上行われていること。		
	8	前年度末の保育者と在籍する子どもの人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。（活動報告書は報告前年度において）		添付書類は不要
		①満4歳以上の子どもは、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。 ②満3歳以上満4歳未満の子どもは、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。 ③満1歳以上満3歳未満の子どもは、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。 ④満1歳未満の子どもは、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。 ⑤保育者は、常時2人以上いること。 ⑥常勤、非常勤を問わず、保育者の半数以上の者が、保育士又は幼稚園教諭又は保育教諭の資格を有する者であること。		
	9	県が作成した「信州型自然保育ガイド」あるいはHP版を保育者及び保護者がいつでも見られるようにしてあること。		添付書類は不要

確認欄	基準 No.	認定基準 (活動報告書は、報告前年度における認定基準の内容です。)	添付書類について	添付の有無
	10	申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。(活動報告書は報告前年度において)	研修内容がわかる書類 ※資質向上のために、県で主催する研修会、又は、自然保育に関する外部の研修へ毎年度参加に努めてください。	研修内容がわかる資料がある場合は提出
	11	申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる研究保育や対外的な事例発表等を行った常勤の保育者がいること。	対外発信の当日要項や公開保育時案、研修記録等の資料	行っていない場合は提出不要
	12	申請日以前の1年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を行っていること。	内部研修を行っていることが分かる資料(園内の短時間研修や職員会で使用した資料のコピーや記録でも可) ※少なくとも職員会で自然を利用した活動についての話し合いを行っていることが必要です。	研修内容がわかる資料がある場合は提出
	13	<u>信州型自然保育(特化型)</u> にあつては、自園又は他の保育等関係施設において、通算2年以上、自然体験活動の指導経験を有する常勤の保育者が半数以上いること。(活動報告書は報告前年度において)	(特化型)のみ 該当する保育者の経歴書	直近の報告内容から変更がなければ提出不要
	14	屋外等での子どもの体験活動の記録を、広報紙やホームページ等を通じて公開していること。	※No.5の月の保育計画へ併せて添付 (シート末欄外のNo.5の説明参照)	全園提出
	15	<u>信州型自然保育(特化型)</u> にあつては、申請日以前の2年間に、次の各号の安全管理に関する専門講習のうち、いずれかを受講した保育者が2人以上いること、かつ、保育者のうち少なくとも1人は常勤であること。 ①MFA「チャイルドケアプラス」 ②上級救命講習 消防庁 ③幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社 ④小児救命救急法(EFR-CFC) ⑤普通救命講習Ⅲ 消防本部(局) ⑥赤十字救急法基礎講習 日本赤十字社 ⑦赤十字救急法救急員養成講習 日本赤十字社	(特化型のみ) 受講修了証または、受講資格等のコピー ※安全管理に関する専門講習によっては有効期限等があるので、確認して計画的に受講に努めてください。	園に受講者がいる場合は提出不要
	16	屋外等で子どもの体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。	屋外での自然体験活動時の保育者の配置体制が分かる資料。屋外での活動中の複数での引率等、保育者がどのような位置関係にいるのかをNO.17のマニュアルに記載していることが必要です。	直近の報告内容から変更がなければ提出不要
	17	屋外等で子どもの自然体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。	屋外等で子どもの自然体験活動を行う際の <u>安全管理マニュアル</u>	直近の報告内容から変更がなければ提出不要
	18	屋外等で子どもの体験活動を行う際に、緊急事態(地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等)が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ、保育者と保護者に周知していること。	避難などの対応方法について、保育者や保護者と共有するために作成した資料	
	19	屋外等で子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。	諸機関への連絡方法について定めていることが分かる資料	直近の報告内容から変更がなければ提出不要
	20	屋外等で子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。	各保護者との連絡方法が確認できる資料	※認可園は添付書類不要
	21	園として、子ども及び保育者の傷害保険に加入し、かつ、損害賠償責任保険に加入していること。ただし、公立園にあつては保育者の傷害保険、損害賠償責任保険の加入はこの限りではない。	保険証書のコピー	

確認欄	基準No.	認定基準 (活動報告書は、報告前年度における認定基準の内容です。)	添付書類について	添付の有無
	22	地域住民と交流する機会を設けていること。	交流がわかる資料	添付書類 不要
	23	在籍する子どもの小学校や特別支援学校入学に際して、当該小学校や特別支援学校と子どもに関する情報共有や交流を図っていること。		添付書類 不要
	24	子どもの個人情報保護についての規程があること。かつ、その規程の中で、子どもの活動記録を公開する際に、事前に保護者の同意を得ることを要することを規定していること。	個人情報保護の規程がされている資料。かつ事前に保護者に同意を得ていることが分かる資料	直近の報告内容から変更がなければ提出不要

報告書類作成上の留意点

基準No. 5 の記載内容と提出方法

- (1) 年間の全体保育計画等 1枚
- ・内容は、全体的な計画や年間保育指導計画等です。
 - ・園の様式によります。
 - ・自然等の体験活動の内容に下線を引いてください。
- (2) 月の保育計画（月案）等 4か月分
- ・4半期（春夏秋冬）ごとに1ヶ月の自然等の体験活動が記載された、保育計画（月案）等を4か月分。
 - ・認定の翌年のみ、保育計画（月案）等を11月～2月（秋冬）の2ヵ月分。
 - ・年齢の選択は任意です。
 - ・園の様式によります。以下の各項目が必要です。
 - ・以下の各項目に、自然体験活動の内容を記載してください。
 - ・自然体験活動の内容には下線を引いてください。
 - ①今月のねらい
 - ②今月の保育内容（5領域、環境構成、保育者の援助や配慮、リスクマネジメント等）
 - ③評価、振り返り、子どもの姿
- (3) 自然等の体験活動が分かる資料（14参照）
- ・園便り、ドキュメンテーション、新聞記事等を適宜、添付してください。
 - ・ただし、活動報告書該当年度において、県のポータルサイト「信州やまほいくの郷」に、自然保育の保育事例を公開している園は添付不要です。

書類添付について

- (1) 基準No. 5は、全園、書類を添付してください。
- (2) 基準No.14は、全園、添付（園だより等）又は公開（信州やまほいくの郷保育事例）のいずれか一方又は両方で報告してください。
- (3) 基準No.10. は、実施要綱で毎年度実施が定められています。基準No.10. は自然保育の質の向上のために積極的に行ってください。基準No.10. 12は書類がある場合は添付してください。
- (4) 基準No.11は、書類がある場合は添付してください。
- (5) その他の基準No.は、一覧の添付の有無を参照してください。

基準No.11 について

- 具体的に該当する要件とは
- ・複数の保育者が対象の公開保育
 - ・保育者や市町村等の団体視察
 - ・マスコミ等の取材
 - ・保育研究
(自治体内で公開する事例発表)
 - ・地域での会議や地区懇談会でのやまほいくの発信
 - ・公民館報等への記事の提供
 - ・地域保小連絡会等での発信等が含まれます。